

可児市農業委員会第3回農業委員会総会議事録

開催日時	平成28年3月3日（木）午後1時30分から3時20分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
出席委員	奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 勝野 英俊、 可児 勉、 土田 幸嗣、 仙石 廣男
欠席委員	可児すみ子
事務局	事務局長 牛江 宏 課長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 山本 尚美
議案	第13号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第14号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第15号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第16号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第18号 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について 第19号 特定農地貸付承認の取消について
議事局長	開会に先立ち、事務局から発言を求められていますので、お願いします。 事務局から議案書の訂正が2箇所ありますので、よろしくお願いします。 一つ目が第3回可児市農業委員会総会議案書の4頁、議案第15号受付番号4の転用理由に誤りがあります。近接する借受法人の老人施設とありますが、譲受法人に訂正願います。 二つ目が議案書の9頁、議案第15号受付番号18の権利に誤りがあります。賃貸借とありますが、使用貸借に訂正願います。以上です。
議長	平成28年第3回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員は、15番可児すみ子委員の1名で、只今の出席委員は18名と定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行いません。本日の署名委員は議長において、6番續木明彦委員、7番山田照男委員の両名を指名します。

議 長	<p>日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第13号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転1件、贈与による所有権の移転2件の合計3件の申請があります。</p> <p>受付番号1の案件は、譲渡人の東京都三鷹市の方と譲受人の下切の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、下切字脇田、地目は田で、面積は1,086㎡、農振区域内の農用地区域内における農地です。</p> <p>譲受人は、申請地近接で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は6,952㎡となります。</p> <p>なお、関連して申請地隣接の田の3条申請受付番号2を同時提出されております。</p> <p>受付番号2の案件は、譲渡人の下切の方と譲受人の下切の方との間における贈与による所有権移転の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、下切字脇田、地目は田で、面積は89㎡、農振区域内の農用地区域内における農地です。</p> <p>譲受人は、申請地近接で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は6,952㎡となります。</p> <p>なお、関連して申請地隣接の田の3条申請受付番号1を同時提出されております。</p> <p>受付番号3の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の土田の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。</p> <p>土地の概要は、土田字大道、地目は田で、面積は1,089㎡、農振区域内の農用地区域内における農地です。</p> <p>譲受人は、申請地近接で耕作しており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は3,752㎡となります。</p> <p>これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号1、2下切をお願いします。</p>
小池委員	<p>受付番号1、2について、13番小池が報告します。</p> <p>同様の案件ですので、一緒に説明します。事務局から説明があったように、許可要件のすべてを満たしていると思います。譲受人は現在57aほど水田と大豆等を耕作しており、引き続き無償譲渡を受ける水田について農業経営を行っていく意思を持っており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号3土田をお願いします。</p>
井藤委員	<p>受付番号3について、10番井藤が報告します。</p> <p>農振地域内の農地で、しばらく使用してなかったため少し荒れた状態になっていますが、譲受人が買い取って農地として使用されるということで、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
奥村(武)委員	<p>受付番号1の譲受後の面積と2の譲受後の面積が同じになっていますが、増える気が</p>

事務局 しますが、何か理由がありますか。

議長 受付番号1と2それぞれ含めての譲受後の面積ということで、同じ面積になっていますので、よろしくお願ひします。

議長 奥村委員、よろしいですか。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第2、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可については、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第14号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第14号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は2件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の瀬田の方が、自宅への進入路及び離れを建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字小豆田の一部外1筆、地目は田と畑で、面積は合計186㎡、農振区域内の農用地区域外における農地で、申請地の東側は道路沿い水路と申請人の宅地、西側は道路と申請人の田、南側は道路、北側は水路と申請人の田となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、隣接宅地での個人住宅の建替えに伴う、住宅への進入路及び住宅の離れとして利用するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに進入路と住宅敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所まで550mであることから第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は東側の道路沿い水路等へ、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号2の案件は、申請人の土田の方が、太陽光発電施設を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字定安外1筆、地目は畑で、面積は合計770㎡、第1種住居地域内における農地で、申請地の東側は畑と宅地、西側は畑、南側は道路と畑、北側は宅地となっており、許可後1ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、太陽光発電設備34.8kwを設置するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域であることから第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

どちらも、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を

もって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われ
ます。以上です。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、
発言をお願いします。受付番号1 瀬田をお願いします。

渡邊委員 受付番号1について、14番渡邊が報告します。
東側は道路と溝、西側は道路と溝、南側は排水路、北側は申請人の田となっており、
雨水排水は市排水路、上下水道は既存の埋設管に接続、農業用水への影響はないと思
います。一部を進入路として利用、離れを平成7年に建築し、農地転用の許可を取ってな
かったということで、始末書がでており、問題ないと思います。

議長 井藤委員 ご苦労さまでした。続きまして、受付番号2 土田をお願いします。
受付番号2について、10番井藤が報告します。
太陽光発電施設ということで、周囲は住宅とアパートが建っており、西側のみに農地
がありますが隣地同意を取ってあります。上下水道は接続不要、雨水排水は自然浸透で、
農業用水への影響はないと思います。

議長 可児(隆)委員 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意
見、ご質問はございませんか。
受付番号2の太陽光発電について、皆さんに注意していただきたいことがあります。
テレビで発表がありましたが、太陽光発電によって反射された部屋で夫婦が熱中症に
なったということがありました。30度前後だった部屋が反射によって50度くらいまで
上がったということで、補償問題が出ているような感じがあります。今後、太陽光発電
施設について、近辺に対して注意して、現地確認をしていただきたいと思います。
いかがでしょうか。

井藤委員 事故があると責任問題が生じるということで、そういうことになる前に委員会として
の意見書とか注意事項とかを考える必要があるか、ないかを検討いただきたいです。

議長 事務局、お願いします。
事務局 そういった被害がないようにということで、申請の際にその辺のことも考慮して計画
されているか確認はしようと思いますが、それについて強制力があるかどうか現時点で
はまだないので、考えていただくように申請の際に話していきたいと思います。
太陽光発電のパネルは、設置する場所によって角度とか変わると思います。設置され
ていればどこへ反射するかわかりますが、設置前にここに当たりそうだからという具
体的な注意はできないと思いますので、こういう事件があったと、補償問題なるという話
はしっかりさせていただきたいと思います。

可児(隆)委員 テレビでは、反射に対して樹木を植えたということですが、それでも2階の窓に反射
して熱中症になったということでした。
それと、三重県で山を削って太陽光発電を造られたということで、これは違反のよう
なことを言われていましたが、そういうところの考えはどうでしょうか。

土田委員 うちの方に、相当大きい山を開発して太陽光発電をしましたが、反射の問題で町内の
方へ反射しないようにと言いましたら、今のパネルは反射して熱いとか光がきて見え
ないとかいうことはなくて、現実に設置されたものは黒くてほとんど反射しないとい
う状況ですので、古いものはそういう可能性があります、現状ではそれはないよう
な気がします。業者が説明しました。

議長 可児委員、よろしいですか。

他に、ございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 3、議案第 14 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第 4、議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

なお、受付番号 19 番は、17 番可児勉委員が、法第 24 条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号 19 番を先に審議します。

それでは、17 番可児勉委員の退席をお願いします。

(可児勉委員退席)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 15 号、受付番号 19、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。

この案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の下恵土の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字清水、地目は田、面積は 436 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は水路、西側は田、南側は鉄道敷、北側は道路となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、1 区画の宅地分譲する計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内の南側に U 字溝を設置し東側の水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われ

ます。周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われ

ます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、現地確認委員から発言をお願いします。受付番号 19 下恵土をお願いします。

菱川委員 受付番号 19 について、8 番菱川が報告します。

宅地分譲という申請で、雨水は土地改良区の排水路、上下水道は前面道路、公共下水ということで、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、現地確認委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、受付番号 19 の議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に

対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。
ここで、可児勉委員の着席をお願いします。
(可児勉委員着席)

議長 続きまして、日程第4、受付番号1番から18番、受付番号20番から21番の議案第15号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請の内容について、改めて説明させていただきます。今回は売買による所有権移転12件、使用貸借権の設定6件、賃貸借権の設定3件、合計21件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の中恵土の方と譲受人の北名古屋市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字新屋敷外4筆、地目は田と畑、面積は合計1,721㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑と宅地、西側は道路、南側は譲渡人の畑と宅地、北側は畑と宅地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人が譲渡人の宅地と一体で譲り受け、8区画の宅地造成をおこない、分譲住宅を建設するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに物置場として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け西側の道路側溝に接続、上下水道は西側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われれます。

受付番号2の案件は、貸渡人の中恵土の方と借受人の名古屋市名東区の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑、面積は274㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は貸渡人の宅地、南側は道路、北側は貸渡人の畑となっており、許可後10ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第1種住居地域としていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上下水道は前面道路に整

備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号3の案件は、賃貸人の広見の方と賃借人の広見の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借人が食品小売業店舗の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字大田、地目は田、面積は1,075㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側と南側は田、北側は道路となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、東側に近接する賃借法人の店舗駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、可児さくら保育園まで250m及びとまつレディースクリニックまで320mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内の南側に側溝を設置し東側の道路を横断して水路に放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号4の案件は、譲渡人の広見の方外1名と譲受人の広見の社会福祉法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が介護施設及び保育園の駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字田尻東外1筆、地目は田、面積は合計1,509㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地と道路沿い水路、南側は水路、北側は道路沿い水路と譲受人の通路となっており、許可後1ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、東側に近接する譲受人の特別養護老人ホーム及び保育園の駐車場として利用するとの計画であります。

農地転用許可区分は、事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は雨水排水柵を設け西側水路に放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号5の案件は、譲渡人の広見の方と譲受人の広見の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が店舗及び駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、広見字乗里東、地目は田、面積は726㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は宅地と譲渡人の田、北側は道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は酒屋を営んでおり、店舗拡張のため移転して建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、長谷川小児科まで400m及びおくだ歯科まで440mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内における排水施設と北側道路側溝の設置により西にある水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号6の案件は、貸渡人の大森の方と借受人の土田の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字竹之腰、地目は田、面積は 200 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路沿いの水路、西側は水路、南側は田、北側は田となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の孫である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から 3 種と見込まれ 10 h a 未満の一団農地としていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は東側水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 7 の案件は、貸渡人の大森の方と借受人の美濃加茂市の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字黒明、地目は畑、面積は 272 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路沿いの水路と貸渡人の畑、西側は貸渡人の畑と宅地、南側は貸渡人の進入路、北側は畑と貸渡人の畑となっており、許可後平成 29 年 7 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅や公益的施設が連たんとしていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は東側水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 8 の案件は、貸渡人の大森の方と借受人の中恵土の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字田白の一部、地目は田、面積は 384 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は水路、西側は貸渡人の田、南側は道路、北側は道路となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人が個人住宅を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、堀澤医院まで 400m 及びとまつレディースクリニックまで 550 m としていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 9 の案件は、貸渡人の羽崎の方と借受人の羽崎の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字松本の一部、地目は田、面積は 493 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は貸渡人の田、西側は道路沿いの水路、南側は田となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人が個人住宅を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地とすることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内の西側に側溝を設け道路側溝に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号10の案件は、貸渡人の矢戸の方と借受人の矢戸の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字山崎、地目は田、面積は325㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路沿いの水路、西側と南側は貸渡人の宅地、北側は田となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人が個人住宅を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとしていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は東側の水路に放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号11の案件は、譲渡人の今渡の方と譲受人の長洞の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が進入路を拡幅するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、長洞字横丁、地目は田、面積は36㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路沿いの水路と譲渡人の畑、西側は譲受人の宅地、南側は譲受人の進入路、北側は譲渡人の畑となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は自宅への進入路を拡幅するとのこととあります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号12の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の下呂市の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受法人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿外4筆、地目は畑、面積は合計1,544㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑と譲渡人の宅地、西側は宅地と畑、南側は道路、北側は道路と譲渡人の宅地となっており、許可後1年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は7区画の宅地造成をおこない、分譲住宅を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内に道路側溝を設け北側の道路側溝に接続、上下水道は北側道路に整備済みの埋設管に接

続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 13 の案件は、譲渡人の春日井市の方と譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が住宅を建築しその庭の一部とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑、面積は 7.06 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑、西側は畑、南側は畑、北側は譲渡人の宅地となっており、許可後平成 28 年 9 月 30 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は北側隣接の宅地に個人住宅を建築し、庭の一部とするとのことであります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに住宅敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 14 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の八百津町の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が宅地分譲するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井の一部、地目は田、面積は 279 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は譲渡人の田、南側は田、北側は雑種地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は 1 区画の宅地造成をおこない、分譲するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 15 の案件は、譲渡人の土田の方と譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井の一部、地目は田、面積は 200 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は譲渡人の田、西側は道路、南側は田、北側は雑種地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 16 の案件は、譲渡人の東帷子の方と譲受人の東帷子の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が印刷業作業場を建設するため転用許可を求めるも

のです。

土地の概要は、東帷子字坂井筋、地目は田、面積は 2,371 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は田、西側と南側は道路、北側は鉄道敷となっており、許可後平成 28 年 10 月 1 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は障害者の就労施設として作業場を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、名鉄西可児駅まで 480m となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内に側溝・集水柵を設け西側道路を横断し道路側溝に接続、上下水道は道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 17 の案件は、賃貸人の東帷子の方と賃借人の東帷子の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借法人が解体業資材倉庫とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字坪尻、地目は畑、面積は 93 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は河川、西側は賃貸人の宅地、南側は道路となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、西側隣接の宅地を一体利用して、賃借法人の資材倉庫及び車両置場として利用するとのこととあります。

なお、賃貸人より土地改良を施行される以前から住宅敷地として利用しており、経緯書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は南側の道路雨水柵に接続し東側の河川に放流、上下水道は接続不要、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 18 の案件は、貸渡人の東帷子の方と借受人の今渡の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字杵ヶ洞の一部、地目は畑、面積は 110 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は貸渡人の宅地と畑、西側は道路と水路、南側は水路と貸渡人の畑、北側は道路と貸渡人の宅地となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、北側宅地の一部を一体利用して、貸渡人の孫の夫である借受人の個人住宅を建築するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに倉庫敷地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、住宅や事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は一体利用地先の前面道路側溝、上下水道は一体利用地先の前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 20 の案件は、譲渡人の下恵土の方と譲受人の下恵土の方との間における売

買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉、地目は畑、面積は 213 ㎡、準工業地域内の農地で、申請地の東側は譲受人の宅地、西側と北側は譲渡人の畑、南側は転用許可済みの道路と譲受人の畑となっており、許可後 1 年までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は東側隣接の宅地を一体利用して、譲受人の子の個人住宅（離れ）を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は南側道路予定地の側溝へ、上下水道は一体利用地東側道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号 21 の案件は、譲渡人の富加町の方と譲受人の今渡の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は畑、面積は 343 ㎡、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑と宅地、西側は譲受人の宅地、南側は譲渡人の宅地、北側は道路となっており、許可後平成 29 年 1 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は西側と南側隣接の宅地を一体利用して、個人住宅を建設するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は一体利用地先の前面道路側溝、上下水道は一体利用地先の前面道路に整備済みの埋設管に接続、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

す。以上で説明を終わらせていただきます。

議長
山田委員

ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。受付番号 1、2 中恵土をお願いします。

受付番号 1 について、7 番山田が報告します。

受付番号 1 について、周囲は静かな住宅地で、雨水排水は西側道路側溝ということで、農業用水への影響はないと思います。

受付番号 2 について、周囲は住宅地で、雨水排水は道路側溝ということで、農業用水への影響はないと思います。また、畑に物置小屋と一部建屋があり、始末書がでております。

議長
可児(隆)委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 3、4、5 広見をお願いします。

受付番号 3 について、店舗の駐車場が少ないため混雑するというので、駐車場にするもので、去年の 8 月 11 日に農振協議会で許可されており、問題ないと思います。

受付番号 4 について、老人ホームや保育園の駐車場が足りないということで、これも 8 月 11 日に農振協議会で許可されております。

		<p>受付番号5について、現在の店舗は1台分の駐車場しかなく、通行が混雑することもあるため、店舗を移転したいということで、これも8月11日に農振協議会で許可されており、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号6、7、8大森お願いします。</p>
續木委員		<p>受付番号6、7、8について、6番續木が報告します。</p> <p>受付番号6について、貸人の孫が個人住宅を建築するための転用申請で、雨水は市の排水路へ、上下水道は公共上下水道に接続されます。土地改良の同意書、隣地の同意書も添付されており、問題ないと思います。</p> <p>受付番号7について、住宅に囲まれた畑ですが、一部建物が建っており、今回の申請には始末書が添付されております。子どもの個人住宅を建築するための申請で、雨水は市の排水路へ、上下水道は公共上下水道に接続予定です。隣地同意書、土地改良の意見書も添付されており、問題ないと思います。</p> <p>受付番号8について、現在は田を耕作されていますが、田の南側半分を利用して、貸人の子どもの個人住宅を建築するための申請です。雨水は道路北側の側溝へ、上下水道は公共上下水道へ接続の予定です。土地改良の意見書もあり、農業用水への影響はなしということで、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号9二野お願いします。</p>
奥村委員		<p>受付番号9について、1番奥村が報告します。</p> <p>二野の工業団地が造成中ですが、工場が移ってくる関係で、将来交通の面で少し心配があるのではないかと思います。一般基準はすべて満たしております。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号10矢戸お願いします。</p>
生田委員		<p>受付番号10について、2番生田が報告します。</p> <p>農振農用地の除外申請されたところで、現況は畑になっています。上下水道は東側道路の公共接続ということで、入口になる道路沿いにU字溝で農業用の水路がありますが、土地改良と水利組合の同意も得ており、農業用水への影響もなしということで、問題ないと思います。</p> <p>続きまして、受付番号11について、農振農用地の除外申請されたところで、自宅への入り口が非常に狭いため、1m幅で奥へ広くするというので、農業用水への影響はなく、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号12土田お願いします。</p>
堀井委員		<p>受付番号12、13について、11番堀井が報告します。</p> <p>受付番号12について、7区画の分譲住宅を建設するというので、隣地の同意書は提出されており、雨水排水は道路側溝で、すべて完備されており、問題ないと思います。</p> <p>受付番号13について、個人住宅を建築し庭の一部とするということで、隣地同意書、始末書の提出があり、雨水排水は自然浸透で、問題ないと思います。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号14、15土田お願いします。</p>
井藤委員		<p>受付番号14、15について、10番井藤が報告します。</p> <p>同じ筆ですので、まとめて報告します。</p> <p>東側は宅地、西側は農地で、隣地の同意と土地改良の同意も得ており、上水道は前面道路から、下水は公共下水へということで、農業用水への影響はないと思います。北側は宅地分譲地、南側は個人住宅で同じ筆の土地です。</p>
議	長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、受付番号16から18東帷子お願いします。</p>

勝野委員

受付番号 16 から 18 について、16 番勝野が報告します。

受付番号 16、17、18 はそれぞれ農振地区ですが、昨年農振除外の申請が出され許可されている案件です。

受付番号 16 について、障害者就労施設を建設するという事で、認定障害者にならない方々の作業所を造るということです。現在、旧春里公民館で同じような作業を行ってみえるそうですが、事業者の近接で施設が造ればということで、この土地を買求められました。面積が 2,371 m²とありますが、作業所は約 5 分の 1、440 m²ぐらいで、残った土地は送迎用の駐車場スペースです。本来、こういうところに工場というのはどうかと思いますが、可児、可茂地区のそういった方々の働く場所を造るということです。前向きにご審議いただきたいと思います。なお、農業用水への影響等は、事務局の説明どおり、問題ないと思います。

受付番号 17 について、昨年、この案件の宅地の北側について、畑を宅地として使用していたため、始末書添付の転用申請がでましたが、今回は、農振地区で除外しないと転用申請できないため、昨年の審議の結果、許可がでて申請されたものです。土地改良をした時の付け換え地部分で引き取り手がなかったため、引き取られた土地で、地主さんの経営する会社の施設を造るということで、現在使用しているため、経緯書が添付されています。農業用水への支障はないと思います。

受付番号 18 について、孫の旦那さんが農業の担い手として頑張るため、住宅を建築したいということで、周囲には田もないため、農業用水への影響もなく、問題ないと思います。

議 長
可児(勉)委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 20 下恵土お願いします。

受付番号 20 について、17 番可児が報告します。

この奥は開発されて分譲工事中ですが、今回、入口の道路を広くして、角地の方が離れを造るということで、一体利用になりますが、周囲は住宅で、問題ないと思います。

議 長
菱川委員

ご苦労さまでした。続きまして、受付番号 21 今渡お願いします。

受付番号 21 について、8 番菱川が報告します。

以前宅地化されたところと一体利用して、一般個人住宅を建築するという事で、雨水は自己用U字溝、上下水道は近隣住宅前面道路から公共下水へ接続するという事で、問題ないと思います。

議 長

ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長

ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第 4、受付番号 1 番から 18 番、受付番号 20 番から 21 番の議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長

日程第 6、議案第 16 号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第 16 号、土地現況確認申請書（非農地）についての内容を説明させていただきます

ます。今月は1件の申請があります。

受付番号1の案件は、土田の方外1名が所有する畑です。

土地の概要は、土田字宿、地目は畑、面積は68㎡です。昭和32年頃から不耕作となり隣接する境内地の藪と一体化し原野化していたとのことです。今回、非農地申請を行うものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から発言をお願いします。受付番号1土田をお願いします。

堀井委員 受付番号1について、11番堀井が報告します。

議長 昭和32年頃から不耕作となり原野化したため非農地申請したもので、問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、議案第16号、土地現況確認申請書(非農地)の承認については、原案のとおり申請地が非農地にあたるものとして、これを判断し、通知することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり、通知することに決しました。

議長 日程第7、議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題とします。

なお、受付番号15番は、私4番奥村信隆が、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号15番を先に審議します。

それでは、私は退席いたしますので、議長の職を職務代理の5番可児隆彦委員に引き継ぎます。

(奥村信隆委員退席)

職務代理者 議長が議案審議参与制限により退席されましたので、私が、議長を務めさせていただきます。それでは、受付番号15番の審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第17号、受付番号15、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

受付番号15番は、貸人の石森の方と借人の御嵩町伏見の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、石森字中屋敷、地目は田、面積は1,133㎡、新規設定で、平成34年までの6年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

職務代理者 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

職務代理者 【意見なしの声多数あり】

職務代理者 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、受付番号15番の議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

職務代理者 【異議なしの声多数あり】

職務代理者 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認し、市長宛てに報告します。

ここで、奥村信隆委員の着席をお願いし、議長の職を交代させていただきます。

(奥村信隆委員着席)

議長 それでは、引き続き審議いたしますが、受付番号29番は、8番菱川幸夫委員が、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、受付番号29番を先に審議します。それでは、8番菱川幸夫委員の退席をお願いします。

(菱川幸夫委員退席)

議事局長 それでは、事務局の説明をお願いします。

議案第17号、受付番号29、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

受付番号29番は、貸人の土田の方と借人の今渡の方との間での賃貸借権の設定です。土地の概要は、土田字渡外2筆、地目は畑、面積は合計1,021㎡、再設定で、平成29年までの1年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、受付番号29番の議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認し、市長宛てに報告します。

ここで、菱川幸夫委員の着席をお願いします。

(菱川幸夫委員着席)

議長 続きまして、日程第6、受付番号1番から14番、受付番号16番から28番、受付番号30番の議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

議事局長 議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、改めて説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借28件、69,890㎡、賃貸借2件、1,808㎡、合計30件、71,698㎡の集積となります。

受付番号1番から受付番号3番までは、借人が同じで使用貸借権の設定ですのでまとめて説明します。

貸人の羽崎の方外2名と借人の岐阜市の農地中間管理機構である一般社団法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、羽崎字二町田外5筆、地目は田、面積は合計7,988㎡、新規設定で、平成38年までの10年間、利用集積を図るものです。

受付番号4番から受付番号13番までは、借人が同じで使用貸借権の設定ですのでまとめて説明します。

貸人の柿下の方外 10 名と借人の大森の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、柿下字岩下外 11 筆、地目は田、面積は合計 23,399 m²、新規設定で、平成 34 年までの 6 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 14 番、受付番号 16 番から受付番号 26 番までは、借人が同じで使用貸借権の設定ですのでまとめて説明します。

貸人の瀬田の方外 11 名と借人の御嵩町伏見の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、瀬田字浦田外 21 筆、地目は田、面積は合計 33,963 m²、新規設定で、平成 34 年までの 6 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 27 番は、貸人の久々利の方と借人の土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字島前外 1 筆、地目は田、面積は合計 1,926 m²、新規設定で、平成 33 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 28 番は、貸人の愛知県刈谷市の方と借人の平貝戸の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、平貝戸字前田、地目は田、面積は 843 m²、新規設定で、平成 31 年までの 3 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 30 番は、貸人の下恵土の方と借人の下恵土の方との間での貸借権の設定です。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は田、面積は合計 787 m²、新規設定で、平成 38 年までの 10 年間、利用集積を図るものです。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第6、受付番号1番から14番、受付番号16番から28番、受付番号30番の議案第17号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議長 日程第7、議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、を議題とします。

なお、この案件は、1番奥村武司委員が法人の代表者となっているため、法第24条の議案審議参与制限により審議に加わることができないため、1番奥村武司委員の退席をお願いします。

(奥村武司委員退席)

議長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、平成28年第3回議案第17号において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対して決定され、権利設定された土地について、二野に事務所がある農事組合法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっています。

土地の概要は、羽崎字二町田外5筆、地目は田、面積は合計7,988㎡、新規設定で、平成28年5月1日から平成38年4月30日までの10年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第7、議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について、に対する意見は、なしとし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議がないものと認めます。よって、本案件の意見はなしと決定し、市長宛てに報告します。

ここで、奥村武司委員の着席をお願いします。

(奥村武司委員着席)

議長 日程第7、議案第19号、特定農地貸付けに関する農地等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく、貸付承認の取消について、を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第19号、特定農地貸付承認の取消の内容について、説明させていただきます。特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく貸付承認の取消について、株式会社シティ不動産から申請があった案に対する当委員会に承認を求めるものです。

平成28年2月10日付け株式会社シティ不動産から申請のあった案件で、平成25年1月8日付けで承認を受けた市民農園で開設後3年間運営されてきました。

取消の理由としましては、申請人より近隣の店舗の駐車場が不足しており、必要となったため、駐車場として転用するとの計画案となっています。

市民農園利用者へは、3ヶ月前より話をしてきており、異議を申し立てする者はなかったとのことです。

土地の概要は、土田字大脇外1筆、登記地目は田、面積は合計2,677㎡、平成28年2月10日締結、土田の方2名とのそれぞれの土地についての土地賃貸借契約解約書写しが提出されております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第8、議案第19号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく貸付承認の取消については、原案のとおり、承認することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 | 異議がないものと認め、本案件は、原案のとおり、承認することに、決しました。

議 長 | 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。
これをもちまして、平成 28 年第 3 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞様でございました。